

1. 狩猟鳥獣（カワウ）の見直し

整理番号	意見要旨	同意見数	回答
1	カワウによるアユ、ヒメマス等の魚類の食害は甚大であり、漁協の経営を厳しくしている原因となっているので、カワウの狩猟鳥獣指定には賛成である。	801	カワウの狩猟鳥獣への指定により、被害現場での迅速な対応が可能になり、個体数抑制及び追い払いによる被害防除に寄与すると考えます。
2	カワウの肉はまずくはなく、ゲームハンティングの対象となりうるため、狩猟の対象になる。これによって個体数を減らす効果があり、農林水産被害の軽減が期待できる。	1	
3	カワウによるアユ等の魚類の食害は甚大であり、漁協の経営を厳しくしている原因となっており、生態系をもかく乱するので、カワウの狩猟鳥獣指定には賛成である。	44	
4	まだ付近で見かけはしないが、内水面関係者の間では被害が大きいと聞いているので、カワウの狩猟鳥獣指定に賛成する。	20	
5	カワウを狩猟鳥獣に至急追加して頂きたい。	35	
6	カワウによる漁業被害は甚大であり、カワウの銃器駆除等の対策を行っているが、効果が上がらない。カワウの狩猟鳥獣指定に賛成。	190	
7	カワウの狩猟鳥獣指定と、カワウ生息域の一時禁猟区の解除。	1	カワウの狩猟鳥獣への指定により、被害現場での迅速な対応が可能になり、個体数抑制及び追い払いによる被害防除に寄与すると考えます。また、禁猟区の解除については、安全性の確保等を踏まえて都道府県知事において判断されます。
8	カワウによる漁業被害は甚大であり、対策を行っているところだが効果が上がらない。付近の川からオイカワやウグイ等の魚を見かけなくなったため、ダイサギ、カワアイサ等についても今後狩猟鳥獣として指定してほしい。	1	カワウの狩猟鳥獣への指定により、被害現場での迅速な対応が可能になり、個体数抑制及び追い払いによる被害防除に寄与すると考えます。今回はカワウ以外の鳥類を狩猟鳥獣に指定する改正はありません。

9	カワウの増加の原因を突き止めずに場当たりに捕殺するのは、カワウの種の保存も危ういほどまでに追い込みかねないため、「カワウの大繁殖の原因を究明し、狩猟が及ぼす影響を詳しく調査し、適正な個体数を保持できるようにしなければいけない。」を追加するべき。	1	カワウの分布や個体数回復の要因については、不明な点もありますが、禁猟、生息環境改善、食物の増加等と分析されています。また、狩猟の及ぼす影響については狩猟後の捕獲報告やカワウの広域的な保護管理におけるモニタリングにより把握できると考えますので、案のとおりとします。
10	カワウによる漁業被害は甚大であり、対策を行っているところ。狩猟鳥獣指定に賛成。カワウ肉はおいしくないと言われ、ハンター間では価値が低いので捕獲数を増やすことは難しい。自治体や漁協で買い取る制度の導入や、釣り人にもできる針や餌を使用した捕獲法の取り組みも検討願いたい。	1	カワウの狩猟鳥獣への指定により、被害現場での迅速な対応が可能になり、個体数抑制及び追い払いによる被害防除に寄与すると考えます。なお、捕獲の促進策については今後の施策の参考とします。
11	鮎を放流すること自体が生物多様性を脅かしており、カワウを悪者にするのはおかしいので、有害鳥獣駆除で個体数調整を行うべき。	2	カワウの狩猟鳥獣への指定により、被害現場での迅速な対応が可能になり、個体数抑制及び追い払いによる被害防除に寄与すると考えます。放流方法の改善については試験的な取組が進められています。
12	農林水産被害実態が未確認であり、狩猟による捕獲では個体数等の推定も行うことができず、狩猟による個体数調整が有効とは考えられないため、カワウの狩猟鳥獣指定は反対。	1	被害把握については水産部局等において取り組まれています。カワウの狩猟鳥獣への指定により、被害現場での迅速な対応が可能になり、個体数抑制及び追い払いによる被害防除に寄与すると考えます。
13	漁獲高の減少については魚類の放流することそのものが問題であり、カワウは過去の分布域に回復途中と考えられ、狩猟による個体数調整ではカワウのコロニーが拡散するおそれがあるので、計画的な管理を行うべき。	1	放流方法の改善については試験的な取組が進められています。カワウの狩猟鳥獣への指定により、被害現場での迅速な対応が可能になり、個体数抑制及び追い払いによる被害防除に寄与すると考えます。また、コロニーが拡散しないような捕獲方法について関係機関とともに周知を図ります。
14	狩猟による個体数調整ではカワウのコロニーが拡散するおそれがあるので、計画的な管理を行うべき。	8	コロニーが拡散しないような捕獲方法について関係機関とともに周知を図ります。
15	狩猟による個体数調整を行うとカワウが乱獲されるおそれがあるので反対。	3	捕獲報告やモニタリングによるカワウの生息動向の把握に努めたいと考えます。
16	カワウを狩猟鳥獣に追加するとともに、個体数の管理、モニタリングを行うべき。	2	
17	狩猟期間とカワウの繁殖期が一致するので、個体群に致命的なダメージがある可能性があり、個体数が減少しているウミウとの識別も困難であるため、反対。	2	捕獲報告やモニタリングの着実な実施と、ウミウとの識別に関する周知を図りたいと考えます。
18	カワウの狩猟鳥獣指定は賛成であるが、内水面漁業被害額は、カワウに補食される魚の量ではなく漁業券の売り上げとの関係で算出するべきであり、生態系へ与える影響についても根拠が必要。	2	被害把握については水産部局等において取り組まれています。生態系に与える影響の把握については今後の検討課題と考えます。

19	カワウの個体数は回復しているが、狩猟鳥獣指定するのは早すぎる。	1	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に示された狩猟鳥獣の考え方に該当すると考えます。
20	カワウの生息数等の情報は十分ではないので、狩猟鳥獣指定するのは早すぎる	1	
21	農作物等への被害があるからといって、生きものを殺すことには反対。	2	農作物への被害対策は、鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を総合的に実施していくべきと考えます。
22	全国一律で狩猟による数の調整を図るのではなく、有害駆除での数の調整で十分である。	1	カワウの狩猟鳥獣への指定により、被害現場での迅速な対応が可能になり、個体数抑制及び追い払いによる被害防除に寄与すると考えます。また、地域の生息状況に応じた捕獲規制は可能です。
23	カワウの捕殺ではなく、ロープ張り等によって対策すべき。	3	被害対策については、捕獲やロープ張りを含む被害防除対策等の総合的な取組が必要と考えます。
24	カワウの捕獲等による個体数の抑制の効果については科学的な確認はなされていない中で狩猟による捕獲が行われると捕殺の効果が検証できなくなり、また、カワウの捕獲については銃による捕獲は限界であり、かえって他地区への被害が拡散するおそれがあるので、計画的管理を行うべき。	3	カワウの狩猟鳥獣への指定により、被害現場での迅速な対応が可能になり、個体数抑制及び追い払いによる被害防除に寄与すると考えます。また、捕獲報告やモニタリングの実施や、コロニーが拡散しないような捕獲方法について関係機関とともに周知を図ります。なお、カワウについては、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に示された狩猟鳥獣の考え方に該当すると考えますが、今後とも狩猟鳥獣のあり方等について学識経験者等のご意見も踏まえながら検討していきたいと考えます。
25	水域はもともと生態系に属するものなのでカワウの生態的な活動を忌避するのは誤りであり、河川環境の改善を行ってアユの回復を図るべき。	2	被害対策については、捕獲や河川環境の改善を含む生息環境管理等の総合的な取組が必要と考えます。
26	カワウを狩猟鳥獣に追加するとともに、狩猟期間の延長を検討すべき。	1	都道府県知事が特定鳥獣保護計画を作成する中で対応されると考えます。
27	計画的な個体数管理ができなくなるとともに、ウミウとの識別も困難であるため。	3	捕獲報告やモニタリングを着実な実施と、ウミウとの識別に関する周知を図りたいと考えます。
28	カワウは増加傾向にある。	2	自然環境保全基礎調査の結果からも生息分布域の拡大が判明しています。
29	カワウは計画的管理によって管理し、モニタリングを行うべき。	3	捕獲報告やモニタリングによるカワウの生息動向の把握に努めたいと考えます。

30	アユの放流がカワウの個体数を増加させている原因であり、狩猟による捕獲はカワウを拡散させてしまい、銃による射撃も危険であるとともに、鉛散弾の問題も生じるため、計画的な管理が必要。	2	放流方法の改善については試験的な取組が進められています。カワウの狩猟鳥獣への指定により、被害現場での迅速な対応が可能になり、個体数抑制及び追い払いによる被害防除に寄与すると考えます。また、拡散防止、鉛散弾の問題について関係機関とともに周知を図りたいと考えます。
31	長期的にカワウの増減を把握し、被害発生原因の根拠を明らかにしする必要はある。	1	捕獲報告やモニタリングによるカワウの生息動向の把握に努めたいと考えます。
32	カワウを食用にすることは、健康リスクがあり不適切であり、個体の利用できない鳥獣の指定は反対。カワウとウミウの識別が困難であるので、ウ類とすべき。	1	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に示された狩猟鳥獣の考え方に該当すると考えます。ウミウとの識別に関する周知を図りたいと考えます。
33	カワウの狩猟鳥獣指定は狩猟者へのメリットがなく、また、駆除だけではカワウ被害対策への効果がなく、被害が拡散するおそれがある。	1	カワウの狩猟鳥獣への指定により、被害現場での迅速な対応が可能になり、個体数抑制及び追い払いによる被害防除に寄与すると考えます。また、被害対策については、捕獲だけでなく生息環境管理や被害防除対策も含めた取組が必要と考えます。
34	DNA解析等通じて移動分散の過程等を解析すべき。また、銃によらない方法を検討すべき。	1	ご意見は今後の参考とさせていただきます。
35	河川の魚の減少は水路のコンクリート護岸が原因であって、カワウの被害ではない。カワウの狩猟による個体数管理はなじまないの、広域に管理方針を立てるべき。カワウの狩猟による駆除分布を拡散させてしまう。狩猟期と繁殖期が重なるので、強い捕獲圧がかかると再び絶滅の危機に陥る可能性がある。さらに、狩猟によるカワウの死体の放置も心配される。ウミウとの識別も困難である。モニタリングが重要。カワウの狩猟鳥獣の位置づけを3～5年後再検討すべき。		被害対策については、捕獲や河川環境の改善を含む生息環境管理等の総合的な取組が必要と考えます。また、カワウの狩猟鳥獣への指定により、被害現場での迅速な対応が可能になり、個体数抑制及び追い払いによる被害防除に寄与すると考えます。こうした対応について、現在進めている広域指針とも連携した取組を図るとともに、捕獲報告やモニタリングによるカワウの生息動向の把握に努め、コロニーが拡散しないような捕獲方法やウミウとの識別について関係機関とともに周知を図りたいと考えます。なお、カワウの死体については、適切な処理が困難な場合等を除き法令により放置は禁止されています。狩猟鳥獣のあり方等については、今後とも学識経験者等のご意見も踏まえながら検討していきたいと考えます。
36	カワウの繁殖地は銃撃禁止区域にするべき。	1	特定猟具制限区域の指定は安全性の確保等を踏まえて都道府県知事により判断されます。

2. 対象狩猟鳥獣の禁止・制限の見直し (1) ウズラの捕獲等の禁止

	意見要旨	同意見数	回答
1	ウズラを捕獲禁止にしてもウズラの個体数は増えない。ウズラの個体数減少の理由は生息地の消失であるため、繁殖地である河川敷の草刈りを5年に1回減らすことが効果的と考える。	1	生息環境の管理は重要と考えますが、狩猟の継続がウズラの生息状況に与える影響も否定できないことから、全国の区域において、5年間の捕獲等の禁止とします。
2	捕獲数と出会い数は違う。狩猟者の減少があるため、捕獲数が減ってしまったのであって、ウズラの個体数が減ったのではない。	2	自然環境保全基礎調査の結果からは、繁殖分布の減少が判明しています。
3	ウズラの生息数は減少しているので、規則条文から「ウズラの捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く」という文言を削除するべき。	1	専ら放鳥されたウズラの捕獲を目的とする猟区は除くべきと考え、案の通りとします。
4	ウズラの捕獲禁止には賛成	1	狩猟の継続がウズラの生息状況に与える影響も否定できないことから、全国の区域において、5年間の捕獲等の禁止とします。
5	ウズラを野外で見ることは困難なので、狩猟対象から外すべき。	1	
6	ウズラを狩猟鳥獣から除外するべきである。	4	
7	養殖ウズラは猟犬の野外訓練に必要であるため、ウズラの捕獲等の禁止には反対。	12	野生状態でない鳥獣は鳥獣保護法の対象ではありません。
8	ウズラの生息数のモニタリングを行うべき。	1	狩猟者の協力を得て、狩猟解禁日等における出会数調査などの精度を高めたいと考えています。
9	ウズラの減少は明らかであり、個体数の回復策についても検討するべき。	5	狩猟の継続がウズラの生息状況に与える影響も否定できないことから、全国の区域において、5年間の捕獲等の禁止としますが、個体数の回復についても検討したいと考えます。
10	ウズラが減少している調査の妥当性と、ウズラの捕獲禁止期間が5年である根拠が曖昧である。	1	自然環境保全基礎調査の結果からは、繁殖分布の減少が判明しています。また、狩猟の継続がウズラの生息状況に与える影響も否定できないことから、全国の区域において、5年間の捕獲等の禁止とします。
11	猟友会等が放鳥の成果を検証し、禁猟以外に生息数の回復が望めない地域に限り時限禁猟とすべきである。	1	狩猟者の協力を得て、狩猟解禁日等における出会数調査などの精度を高めたいと考えています。また、狩猟の継続がウズラの生息状況に与える影響も否定できないことから、全国の区域において、5年間の捕獲等の禁止とします。

(2) メスジカの捕獲等の禁止の解除

	意見要旨	同意見数	回答
1	メスジカに子どもがいたり、妊娠していた場合、規定違反になるだけでなく、倫理的な点からも問題なので、規則条文に「ただし子どものいないメスジカに限る」を追加するべき。	1	ご指摘の事例では鳥獣法の違反とはならないため、案の通りとさせていただきます。
2	ニホンジカが年々増えており、農林水産業等に被害を与えているいるため、捕獲等の禁止の解除には賛成	5	ニホンジカの雌の捕獲禁止を解除することで、個体数管理が効果的に行われると考えます。
3	狩猟による大量捕獲により個体数が元少ない時期までに戻ってしまうおそれがある。捕獲規制を強化するべき。	2	
4	捕獲禁止を解除することにより、個体数管理が効果的に行われるとはいえず、科学的・計画的な制度で行うべき。	3	
5	計画的な個体数管理をするべき。	1	
6	メスジカの捕獲の禁止が解除されると一気に減ることが考えられるため、メスジカの捕獲等は禁止すべき。	1	
7	農林水産被害対策のためには被害を未然に防ぐ必要があるため、狩猟による捕獲制限には反対。	1	被害対策については、捕獲だけでなく生息環境管理や被害防除対策も含めた取組が必要と考えます。ニホンジカの雌の捕獲禁止を解除することで、個体数管理が効果的に行われると考えます。
8	狩猟により遺伝的多様性が失われないように、狩猟された個体のサンプルからDNAの解析を行うべきである。	1	地域個体群の状況を把握するために、一部の地域では既に実施されていますが、ご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
9	人工林の適正な管理を行うべき。	1	被害対策については、捕獲だけでなく人工林の適正な管理も含めた生息環境管理や被害防除対策による取組が必要と考えます。
10	メスジカではなく、ニホンジカの雌と表記するべき	1	法令上はニホンジカの雌と表記されますが、通称メスジカと表記する場合があります。
11	シカの捕食者であるクマ類や猛禽類の保護に取り組むべきであり、生態系を保全して個体数を安定化させるべき。	1	生態系を保全していくことは重要と考えますが、このことと個体数の安定化については更に検討する必要があると考えます。
12	農作物への被害があるからといって、生きものを殺すことには反対。	2	農作物への被害対策は、鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を総合的に実施していくべきと考えます。
13	シカの捕殺ではなく、柵の設置等により対策するべき。	3	被害対策については、捕獲だけでなく生息環境管理や柵の設置も含めた被害防除対策による取組が必要と考えます。
14	銃による個体数調整は、危険である。	1	安全の確保については関係機関とも連携しながら引き続き取組んでいきます。

3. 捕獲等を禁止する期間の延長

(1) ヤマドリ雌、キジ雌

	意見要旨	同意見数	回答
1	ヤマドリ、キジの捕獲禁止を5年刻みとするべき。	1	捕獲禁止を5年とすることにしています。
2	規則10条のコシジロヤマドリの雌及びコウライキジの規制に関する書き方が分かりにくい。また、交雑個体の狩猟鳥獣としての扱いはどうなるのか。	1	現在の表記で理解可能と考えますが、今後とも理解しやすい表記に努めます。また、交雑個体の取扱については、実態の把握を検討すべきと考えます。
3	持続可能な狩猟のために、賛成。	1	生息状況等の明らかな改善が見られないことから、捕獲等を禁止する期間を延長します。
4	ヤマドリが減少しているので「ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥銃猟区の区域を除く」を削除すべき。	1	専ら放鳥されたヤマドリの捕獲を目的とする猟区は除くべきと考えます。案の通りとします。

(2) ヒヨドリ

	意見なし。		
--	-------	--	--

(3) ツキノワグマ

1	捕獲禁止の区域に、絶滅を防ぐため「青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県」等も追加するべき。	2	地域での生息状況等に応じた規制が都道府県知事の判断で可能となっています。
2	ヒグマ及びツキノワグマは絶滅が危惧されているので、全国での捕獲等禁止するべきである。	10	
3	僻地においては熊の被害が増加しているため、捕獲等を禁止する期間を延長するべきではない。	1	捕獲等が禁止されている地域でも、被害の状況により許可による捕獲が可能となっています。

(4) シマリス

	意見なし。		
--	-------	--	--

4. その他

	意見要旨	同意見数	回答
1	ヨシガモ、ヤマシギ、タシギを狩猟の対象外とするべき。	1	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に示された狩猟鳥獣の考え方に該当すると考えます。
2	パブリックコメントの意見の集約をしっかりとすべき。	1	パブリックコメントによる意見に対しては今後とも適切に対応していきたいと考えます。